

## 「ホテルを対象とした外国人宿泊調査システムの開発」 に係る企画提案依頼書

### 1. 事業目的

京都市観光協会では、平成 26 年 4 月以降、京都市内の主なホテルの協力を得て、外国人の宿泊状況をタイムリーに把握できるよう、国・地域別の調査（「実人数」「延べ人数」「延べ部屋数」）を毎月実施している。しかしながら、現状は、ホテルからのデータの入手、協会における集計、分析などを表計算のソフトウェアによって行っており、下記のような課題が生じている。

- ヒューマンエラーによる集計ミス、過去データの消失リスク
- 各ホテルにおけるデータ送付の手間
- 観光協会における集計作業負担
- フレキシブルな統計分析

そこで本事業では、ホテルからのデータ入力、観光協会による集計、分析までを一元的に管理できるプラットフォームを開発し、本調査事業を持続的・発展的に継続できる体制を構築することを目的とする。

### 2. 履行期間（予定）

契約日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日（火）

### 3. 委託上限金額（予定）

1,500,000 円（税別）＊初年度の維持費を含むものとする。  
ただし、翌年度以降の維持費は、概ね 600,000 円以内に抑えること。

### 4. 業務内容

#### 4.1. 外国人宿泊状況調査システムの構築

下記の要件を満たす WEB 上のプラットフォームを令和 2 年 11 月 9 日までに構築すること。

（1）ホテルから下記の通りデータを入力できるものとする。

- ①ホテル施設数は最大 100 施設程度を想定（現状は 56 施設）  
＊今後、追加投資によって、100 を超えての対応が可能な仕様が望ましい。
- ②入力頻度は月に 1 回を想定。  
＊入力の際に、明確なエラーや、入力漏れがあった際には、アラート等の仕組みで入力者にデータ登録前に通知出来ることが望ましい。  
＊当月分の数字のみ、提出後、入力したホテルにおいて変更可能とする。  
＊集計終了後、協会が指定した時点以降のホテルによるデータの編集は不可とする。  
（ただし、協会は、随時データの編集を行うことができるものとする。）

- ③入力様式：各ホテルに ID を付与し、ログイン後、入力可能な仕組みとする。  
入力は、WEB サイト上への直接入力、あるいは既定のフォーマットに従ったエクセルシートを読み込む形の双方が可能なことが望ましい。
- ④入力項目：(1)客室数（本年、前年）  
（予定） (2)各ホテルの各月の宿泊状況  
縦列：国・地域（40 項目）  
横列：昨年と本年度の宿泊状況  
（実人数、延べ人数、延べ部屋数：6 項目）  
※当該月のホテルからの入力項目には、当該月および前年同月のデータが含まれる。この際、前年同月のデータとしては、新たに入力された情報が表示される仕組みにする。
- (3)3 か月先までの予約数の増減率（前年比）  
(4)平均客室単価  
\* 入力項目は任意項目と必須項目を設定できる仕様とする。

(2) データは下記の通り集計されるものとする。

- ①2019 年 11 月以降は、毎月各ホテルから入力されるデータが集計されるものとする。  
\* 当協会が各ホテルの入力状況を随時確認できる仕組みが整えられていることとする。
- ②2014 年 4 月～2019 年 10 月分までのデータは、既に入手済みのデータを移行するものとする。  
\* 可能であれば、あらかじめ定められているエクセルデータから自動で取り込める仕様となっていることが望ましい。
- ③入力されたデータをもとに算出される下記のパラメータについても集計されるものとする。  
①国・地域ごとの前年比、構成比（12 項目×国・地域数／地域計・小計含む）  
②その他項目（10 項目ほど）
- ④上記の集計項目は、過去に保存されたものも含めて、随時、閲覧・出力できるものとする。
- ⑤データ入力を行う各ホテルについては、ID とパスワードを用いてログインしたうえで、あらかじめ指定された項目について集計値を閲覧できるものとする。

(3) データは下記の通り分析・出力できるものとする。

- ①指定したホテル（単独・もしくは複数）の宿泊状況のまとめ値を出力する  
\* 各項目の値を、指定した各ホテルの販売可能客室数に応じて加重平均して、算出する。
- ②指定した期間内（月単位）における①データの累計まとめ値
- ③指定した期間内（月単位）における①データの推移  
\* 以下、2 種類の期間指定が行えることが望ましい  
例 1）2018 年 10 月⇒2018 年 11 月等の、連続した期間での比較  
例 2）2017 年 6 月⇒2018 年 6 月⇒2019 年 6 月等の、複数年での同月比較  
\* 上記集計は、Excel に出力できる形とする

#### 4.2. 外国人宿泊状況調査システムの維持・運営

- ①令和2年3月31日までの期間において、サーバ管理やエラーへの対応等、本システムの確実な運用が維持されるために必要な各種保守サービスを行うこと。ただし、新たな機能・項目などを追加する場合には、この限りではない。
- ②令和5年3月31日までは、年額60万円（税抜）以内で、本システムの運用が維持されるために必要な各種保守サービスを行うこと。ただし、新たな機能・項目などを追加する場合にはこの限りではない。
- ③SSLやネットワーク・ファイアウォール等、セキュリティ対策を実施し、不要な通信は全て遮断すること。
- ④サーバについては、物理、仮想は問わず専用とすること。

#### 4.3. 業務報告

履行期間終了までに、構築したシステムの概要及び実施した業務などをまとめた完了報告書を提出すること。

### 5. 成果物

当業務を受託した事業者は、2019年11月9日までに下記の項目を納品すること。

- 外国人宿泊状況調査システム
- システム利用マニュアル（データ入力を担うホテル用）
- システム利用マニュアル（データ集計・分析を行う当協会用）

### 6. 応募資格

応募の資格は、法人又は法人以外の団体とし、事業を実施するうえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次の各号に掲げる条件に該当する者とする。

- (1) 事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って、本事業に参加する者
- (2) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でない者
- (4) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいる者
- (5) 国税及び地方税が未納となっていない者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 応募する法人にあっては役員又は支店若しくは営業所の代表者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当せず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められない者
  - A) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき

- B) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知りながら、当該者と契約を締結していたとき
- (8) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
  - (9) 当協会の会員資格を有している、または入会予定であること。
  - (10) 応募にあたっては、共同企業体（JV方式）での参加も認める。なお、その場合にはJVの構成団体および体制を明らかにすること。
  - (11) 「ISMS」「Pマーク」等、一定の情報管理・セキュリティ対策ができる体制構築を有する、あるいは体制構築を行う予定であること。

## 7. 本業務の遂行に当たっての遵守事項

### 7.1. 終了報告について

業務終了後に、完了報告を提出すると共に成果物を納品する。

### 7.2. 情報の管理について

本業務に携わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とすること。

### 7.3. 知的財産権等の取扱いについて

本業務によって新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取扱いは、次の各号によるものとする。

#### 7.3.1. 契約に関する開示情報等の取扱い

受託者は、委託契約に関して当協会が公開した情報等及び本契約履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報等は除く。）を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。ただし、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に当協会の承諾を得るものとする。

#### 7.3.2. 知的財産権の帰属等

- (1) 受託者は、導入業務の成果物に関する一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）を、無償で当協会に譲渡するものとする。
- (2) ただし、導入業務の成果物のうちプログラムの構成部品であるルーチン、関数、モジュール、型等（以下「プログラム構成部品」という。）で、受託者が従来から権利を有していたものについては、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は当協会に対し、当該プログラム構成部品について、当協会及び当協会が許諾した第三者が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- (3) 受託者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利）を行使しないものとする。

- (4) 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、当協会が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を受託者が行う。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に当協会の承諾を得ることとし、当協会は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用する。
- (5) なお、本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら当協会の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。当協会は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じる。

#### 7.3.3. 産業財産権の帰属等

- (1) 委託契約を実施することによって新たに発生した産業財産権は、当協会に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、第三者の産業財産権又はノウハウ（営業秘密）を実施又は使用するときは、その実施又は使用に対する一切の責任を負うものとする。
- (3) 委託契約に基づく作業及び成果物に関し、第三者との間に産業財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において一切を処理することとする。当協会は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

### 8. 企画提案に当たっての提出物

- (1) 企画提案書（以下の項目を含むものとする）
  - ・各ホテルの項目入力ページのイメージ
  - ・各ホテルの項目修正方法
  - ・各ホテルの項目閲覧ページのイメージ
  - ・各ホテルの入力状況の確認方法
  - ・集計ページのイメージ
  - ・分析ページのイメージ
  - ・集計データおよび分析データの出力方法
  - ・その他、必要だと思われる事項
- (2) 費用見積書
- (3) 年間作業スケジュール
- (4) 実施体制
- (5) 類似業務実績
- (6) 会社案内

## 9. 審査

下記の項目に基づいて審査を行い、令和元年 7 月 30 日（火）までに結果を通知する（予定）。

評価項目	配点
データ集計・分析を行いやすい様式となっているか	30
データ入力を行うホテルにとって使用しやすい様式となっているか	20
翌年度以降の安定した体制の継続が期待できるか。 また、維持費を抑えることができるか	20
データの消失・流出や入力ミスなどのリスク低減が図られているか	10
費用見積りに妥当性、透明性があるか	10
業務遂行体制、類似業務実績等	10

## 10. 提出方法・問合せ先

下記宛先まで、提出物の電子データ形式をメールで提出すること。

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町 427 京都朝日会館 3 階

公益社団法人京都市観光協会 マーケティング課 加藤 宛

Tel : 075-213-0070 E-mail : marketing@kyokanko.or.jp